

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込みに当たっての留意事項

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸し付けを行うものです。
- 2 借入限度額は、一世帯、原則 10 万円以内とします。
ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、借入限度額を 20 万円以内とします。
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき。
 - (3) 世帯員が 4 人以上いるとき。
 - (4) 世帯員に i 又は ii の子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - (5) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
 - (6) (1) ～ (5) までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。
- 3 貸付金の据置期間は、12 か月以内とします。
- 4 本貸付金の償還期限は、据置期間経過後、2 年以内とします。
- 5 貸付金の利率は無利子です。
- 6 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年 5.0%（借用書締結が令和 2 年 4 月 1 日以降の場合は年 3.0%）の延滞利子を支払うことになります。
- 7 資金を借り受けた者は、借入期間中、転居や改姓など世帯の状況等に変更があったときは、速やかに沖縄県社会福祉協議会または申請窓口の市町村社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 8 借入申込みに当たって、沖縄県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項について事実確認を行うため、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 9 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、不承認通知書とともにお預かりした借用書をお送りします。

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

〒903-8603

沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター 西棟 4 階

TEL：098-887-2000（平日：8 時 30 分～17 時）

FAX：098-887-2024